

学校いじめ防止基本方針

米原市立伊吹山中学校

はじめに

いじめは、それを受けた生徒に深刻な影響を与えるものです。本校教職員はもちろん生徒、保護者も「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という共通認識のもと、その未然防止・早期発見・適切対処に全力を注がなくてはなりません。そのための基本方針を、法律や国・県・市の基本方針に準じて以下のとおり策定しました。この基本方針に基づき、いじめの問題に学校をあげて取り組みます。

【いじめの防止等のための対策の基本的な取組】

Ⅰ 基本的な考え方

まずは生徒自身の力でいじめ問題の未然防止あるいは解決ができるよう支援していくことが重要と考えます。そのために教育活動全体を通じて生徒の人権意識や自己指導力等の向上を図ります。また、「生徒目線」に立って、その最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 3 条に規定する「基本理念」に則り、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者・機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。その際、「いじめストップアクションプラン」（滋賀県教育委員会）および「いじめ防止マニュアル」（米原市教育委員会）を踏まえて取り組みます。

(1) 未然防止

下記の点を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて、全ての生徒にとって居心地のよい学級、学校づくりを推進します。

- ・教員の資質や能力の向上
- ・互いに心の通う対人関係の構築
- ・地域、家庭その他の関係者と一体となった継続的な取組
- ・「いじめは絶対に許さない」という認識の定着
- ・豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などの育成
- ・急速に進展する情報化（特にインターネット）に関する教育の充実
- ・人権の意義や人権問題についての正しい理解と実践的態度の育成
- ・自発的・自治的な活動

《具体的取組》

ア) いじめについての共通理解

「生徒が被害を訴えたら、いじめである」また以下のような場合は、生徒の被害の訴えがなくてもいじめと認知するよう、日々の観察からいじめを拾いあげる。また、疑いが生じた時点で報告・対応をする。

- ・いじめられてはいるが、認めたくなくて訴えない子、笑ってごまかす子も
- ・「いじられキャラ」はいじめの被害者である。
- ・被害生徒が気づかないところで、悪口や画像等が回っている場合もいじめである。

イ) いじめをしない態度・能力の育成

- ・全教育活動を通して、自己教育力や集団の自治力を育む教育の推進を図る
- ・地域のボランティア活動などに積極的に参加させる

ウ) いじめを発生させないための指導上の留意点

- ・「いじめを絶対に許さない いじめにあった生徒を守りきる」学校づくりのための共通理解、共通実践を進める
- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるという危機感を全教職員が常に持ち続ける

エ) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動の活性化により、生徒の協調性や自治力の育成を図る
- ・校内研修会を通して、わかる授業づくりに努める

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・生徒会「いじめ0運動」の推進、支援を行う
- ・人権週間における人権宣言づくりや人権ツリーの作成、人権作文の発表
- ・生徒会で「意見箱」を設置し、互いに助け合えるようにする

カ) 家庭や地域との連携

- ・学校だよりや生徒指導通信により、生徒の現状や学校の取組を伝える
- ・アンケート調査を実施する
- ・PTA活動と連携して講演会やあいさつ運動を実施し、いじめ防止の気運を高める

(2) 早期発見

いじめが起こっているかもしれないという視点で、早期発見に努めます。そのために、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候も見逃さない努力を怠りません。決していじめやその疑いを軽視せず積極的に認知します。そして絶えずいじめを受けた生徒の立場に立って対応します。

また、教職員間や保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、日頃から積極的に声かけをす

るなど、信頼関係を築くとともに、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

《具体的取組》

- ・ 休み時間、昼食時、放課後等において積極的に生徒とふれあい、信頼関係づくりに努める
- ・ 毎日生徒が提出する「生活の記録」を大切にす
- ・ 組織的、計画的な教育相談を充実させる
- ・ 毎学期にいじめについての項目を含んだ生活アンケートを実施する
- ・ 毎月の職員会議で情報交換を密に行い、全教職員で情報を共有する

(3) 対処

いじめあるいはその疑いと認知した段階で、関係生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」（次項参照）において直ちに対処します。この際、いじめを受けた生徒の立場を最優先に、必要に応じて専門家や関係機関等との適切な連携に努めます。特に、インターネット上のいじめに対しては、米原警察署や法務局との連携を密にして対応します。

2 いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ① いじめの防止等の取組の年間計画を作成
- ② いじめの防止等の取組についての全教職員間での共通理解
- ③ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認
- ④ 児童生徒や保護者、地域に対するいじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組
- ⑤ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに関する情報の迅速な共有、教職員や関係児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導体制の確立、対応方針の決定、保護者との連携等の対応
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ⑧ 重大事態に係る調査、報告並びにいじめを受けた児童等及びその保護者に対する情報提供
- ⑨ 重大事態における警察等の関係機関との連携窓口
- ⑩ P D C A サイクルに基づく、いじめの防止等の取組の検証とその結果等を勘案した必

要に応じた基本方針の見直し

(2) 構成員

構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任とします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

必要に応じて、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育推進部会、特別活動部会等と役割分担あるいは連携して取り組みます。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、P D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校だより等で周知します。

4 重大事態について

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づいて、適切に対処します。